

戦後初期・高度成長期の社会教育における 住民自治組織の位置とその変容

—自治体社会教育、公民館活動の地域的基盤をめぐる 言説を中心に—

法政大学キャリアデザイン学部教授 久井 英輔

1 はじめに

(1) 社会教育研究における潜在的な課題としての住民自治組織

戦後初期・高度成長期の自治体社会教育行政事業・公民館と地域団体の関係をめぐる社会教育関係者の議論においては、青年団、婦人会のように社会教育関係団体としての性格を濃厚に有する団体が中心的に扱われてきた。他方で、部落会、町内会、自治会等の住民自治組織¹⁾との関係に関する考察は、青年団、婦人会ほど頻繁に言及されてきたわけではない。

ここでは試みに、代表的な社会教育関係雑誌である『社会教育』（旧題『教育と社会』）、『月刊

社会教育』の二誌について、「部落会」「町内会」「自治会」をタイトルに含む論文・記事の出現数を確認した。表では比較対象として、社会教育関係団体として代表的と思われる「青年団」「婦人会」、および1970年代以降、住民自治と関わるキーワードとして代表的と思われる「コミュニティ」をタイトルに含む論文・記事の出現数も合わせて1980年まで表示している。これをみると、部落会、町内会、自治会をタイトルに掲げる記事、論説は非常に散発的にしかみられない。1960年代半ばに宇佐川満がいみじくも指摘したように、自治体社会教育事業や公民館は、地域の社会教育関係団体（青年団や婦人会）に「惰性的に依存」しつつも、それら社会教育関係団体の「組織的土壌」である

表 社会教育関係雑誌における住民自治組織に関わるキーワードの出現頻度（1946-1980年）

刊行年	『社会教育』						『月刊社会教育』					
	部落会	町内会	自治会	コミュニティ	青年団	婦人会	部落会	町内会	自治会	コミュニティ	青年団	婦人会
1946-1950	0	0	0	1	3	0	—	—	—	—	—	—
1951-1955	0	0	0	1	18	6	—	—	—	—	—	—
1956-1960	0	0	0	1	9	4	0	0	0	0	7	3
1961-1965	2	1	0	0	4	2	0	0	1	0	17	4
1966-1970	0	0	0	3	4	4	0	0	0	0	10	0
1971-1975	0	0	0	18	2	1	0	0	1	3	7	2
1976-1980	0	0	0	18	1	2	1	1	2	10	4	0

注 CiNii Articles を使用して作成。ただし論文・記事検索のできない時期については、雑誌現物を確認して集計。また特集名でヒットするが論文・記事タイトル自体には検索語がない場合、「婦人会館」など検索語の一部が含まれるが明らかに違う意味の単語が含まれる場合は、いずれもカウントしていない。
『社会教育』については1950年1月号までは継続前誌の『教育と社会』についてカウントした。『月刊社会教育』の刊行は1957年12月からである。

部落会や町内会については、不問に付するという状況が継続してきたのである（宇佐川 1964b:10-11）。

ただし、これは必ずしも部落会、町内会、自治会等の住民自治組織と自治体社会教育、公民館との関わりが希薄であったということを示すものではない。住民自治組織はむしろ、公民館を中核とした戦後の社会教育行政の構造の根幹部分に関わり、かつ大きな問いを投げかけてきた存在であった。例えば、本稿でも検討する、公立公民館とは異なるいわゆる「自治公民館」（部落公民館）をめぐる 1960年代の議論は、住民自治組織と社会教育行政との関係のあり方、さらにいえば「自治」と「学習」の関係のあり方をめぐる論争でもあった。また 1970年代のコミュニティ政策と自治体社会教育の関係をめぐる議論も、やはり同様の構図を背景としたものであった。

(2) 住民自治と社会教育を歴史的に通観する視点の必要

これらの議論は、それぞれの時代の文脈に応じて個別的に展開されてきた。これに対して本稿では、各々の個別的な議論において住民自治組織が自治体社会教育との関係でどのように捉えられてきたかを確認するとともに、これらの位置づけられ方に通底していた社会教育関係者らの認識を描き出すこととしたい。

具体的には本稿では、戦後初期、高度成長期における以下の三つの議論群を扱っていく。第一に、市町村レベルと部落・町内レベルそれぞれの社会教育事業・公民館活動のあり方をめぐる 1960年代までの議論である。この中には、1960年代に「自治公民館方式」をめぐる展開された論争も含まれる。第二に、1960年代半ばから注目されるようになった、都市近郊の新興住宅団地の自治会と社会教育をめぐる議論である。そして第三に、1970年代初頭から展開された自治省のコミュニティ政策と自治体社会教育、公民館の関係をめぐる議論である。

これらの議論群は今日の住民自治と社会教育を

めぐる論点、特に 1990年代以降の地方分権改革、平成の大合併等を経た今日の住民自治と自治体社会教育との関係とも密接に関わるものである。ただし本稿ではひとまず高度成長期までの議論の構図を確認するに留め²⁾、今日に至るまでの議論との関係の検討については別稿を期したい。またこれら三つの議論群のそれぞれをめぐるのはすでに一定の先行研究が蓄積されているが、それらについては対応する以下の各節で触れることとした。

なお、本稿の作業はあくまで戦後初期・高度成長期における自治体社会教育をめぐる文脈での住民自治組織の「論じられ方」の構図を描くものである。したがって本稿は、社会教育研究者・関係者による議論の詳細な展開や、個々の事例の詳細な実態に関する実証的検討を行うわけではないことを断っておきたい。

本稿において、社会教育関係者の議論を分析する上での資料としては、主に戦後初期から 1970年代初頭までに刊行されていた社会教育関係の商業雑誌（『教育と社会』『社会教育』（1950年 1月までは『教育と社会』）、『公民館月報』『月刊公民館』『月刊社会教育』）を中心とするが、論点の必要に応じてそれ以外の資料も適宜使用する。

2 「市町村／部落・町内」の対比と自治体社会教育・公民館

(1) 公民館の両義的性格と「市町村／部落・町内」

本節では、戦後初期から高度成長期前半にかけての、住民自治と自治体社会教育・公民館をめぐる社会教育関係者の議論を参照しつつ、当時の議論における「市町村／部落・町内」の対比の捉え方を再検討したい。

まず前提として、自治公民館（あるいは部落公民館、町内公民館、集落公民館等の名称の施設）、及び公民館分館の制度的、歴史的な位置づけについて確認しておきたい。

社会教育法第 21 条の規定では、公民館は市町

村立を基本とし、例外として法人立を認めている。これに対して公民館類似施設は、社会教育法第42条の規定により、誰でも設置できることとなっている。公式統計上（社会教育調査）では、法律上公民館としての規定には沿っていないが市町村立で市町村教育委員会が所管する公民館類似施設（社会教育会館、社会教育センター等の名称の施設）のみが公民館類似施設として計上されている。他方で、自治公民館（部落公民館、町内公民館、集落公民館等）のように、地域住民によって運営される、公民館類似施設も多数存在する（手打201485-87）。

自治公民館は、部落会、町内会、自治会といった住民自治組織と並立して設置される場合と、住民自治組織自体が自治公民館という名称を有している場合とがある。いずれの場合でも、公民館という名称を掲げる限り、社会教育法における公民館（法人立公民館として設置されている場合）または公民館類似施設と位置づけられ、社会教育に関わる施設／組織としての位置づけを制度上有する（森2018:61）。

なお、1959年の社会教育法改正で加わった公民館分館設置に関する規定（第21条第3項）に基づいて、自治公民館が市町村立公民館分館として位置づけられている場合もある。その一方で、同様の施設について「分館」と名称がついているにもかかわらず、同規定によらず、制度上は公民館類似施設としての扱いになるものも少なくない³⁾。

敗戦直後の文部省の初期公民館構想においては、公民館は市町村単位で設置される施設とされつつも、同時に部落・町内単位で分館が設置されることも積極的に認められるというように、複数の原理が同居していた。そのため市町村立の公民館とは別個に、集落にあった旧来の施設を転用して社会教育だけでなく様々な実践活動も行う、集落が自前で運営する施設／組織としての部落・町内公民館が展開・定着していった（水谷2009:22）。1948年に占領体制下の政令により部落会、町内会の解散が命じられ、それに実質的に

代わる組織が求められた際に、その有力な選択肢の一つが公民館であったということもあり、部落・町内レベルの公民館普及は戦後初期に進んでいった。しかし占領終了後、上記の住民自治組織が任意団体として復活していくにつれて、部落・町内公民館は全国的には減少していくこととなる（水谷1996:33-35）。

小林文人は、1946年の文部次官通牒および寺中作雄の『公民館の建設』において提示された初期公民館構想に関して、「町村費による公共施設としての性格と、「われわれ自身の施設」＝地域共有施設としての性格を未分化にもっていた」と指摘する（小林1986:9）。ここでの小林による「われわれ」という語を使用した把握は、行政により与えられた施設／地域住民により支えられる施設、という「上から／下から」、または「統治／自治」の二項対立を示唆するものといえる。これは、中央公民館／分館・部落公民館の対比、すなわち市町村レベルの施設／部落・町内（近隣社会）レベルの施設、という対比とも重ね合わされるものである。しかし市町村レベル／部落レベルの対比と「上から／下から」「統治／自治」の二項対立は、実際にはもちろんそのように単純に重ね合わせて捉えられるわけではない。以下では、社会教育行政、公民館との関連で部落・町内レベル、市町村レベルそれぞれの連帯・共同性や自治のあり方がどのように位置づけられてきたかを検討していきたい。

（2）克服すべき課題としての「部落・町内」

まず「部落・町内レベル」から検討するならば、部落会、町内会の自治体社会教育行政、公民館に対する位置づけの語りは、両義的であり続けた。例えば、部落会、町内会の復活が、ボス支配の温床になるという以下のような批判は、占領期の終わり頃から社会教育関係者の間でもしばしば見られた。

[……] 民主団体は真の民主主義者によって利用されてこそ、その面目躍如たるものがある

のでしょう。併しそこが紙一重で、悪いボスに利用されることにならないよう警戒する必要があります。(宮崎県社会教育課 1950:35)

またこれと関連して、部落・町内レベルで設置され、地域住民によって運営されている部落公民館、町内公民館あるいは公民館分館の当時の現状についても、その否定的な側面を指摘する以下のような論が見られる。

「町村合併と公民館」を論ずる時、必ず問題となるものに「分館」がある。が、「町村合併と……」とあらたまらなくとも分館は数数の問題を内包し、その成立や現状をみるとき、「公民館発展のガン」となっていると云われても過言でない一面を見出すことができる。(公民館研究会 1955:30)

この記述においては、部落、町内公民館の存在自体を全否定はしないものの、部落・町内レベルの自治にのみ関わる公民館活動には、閉鎖的で部落対抗意識を煽る「部落モンロー主義」のレッテルが貼られている(同上:31)。

ただしこのような批判の一方で、部落会、町内会は、自治体社会教育事業の運用に重要な役割を担いうる存在としても認識されていた。以下は1950年代階における神戸市社会教育課長(岡本包男)の発言である⁴⁾。

町内会がなくなってから、一番仕事がしにくいのは、われわれの分野じゃないかと思うんですがね。どういうふうにして社会教育の組織網を作っていったらいいかということについて、まだ十分な結論がでていないんですけれども[……](岡本他 1950:14-15)

また、部落・町内レベルの活動こそを自治体社会教育事業、公民館の役割として重視する議論も少なくなかった。これらの論においては、部落・町内レベルの住民自治組織に見られる諸問題は過

渡的、非本質的なものではなく、地域社会の民主化のために公民館が直面しなければならない中心的課題であった。例として、戦後初期から高度成長期にかけて山形県を中心に青年団運動、農村文化運動に精力的に携わった須藤克三(山形新聞論説委員、文化部長)の議論を挙げたい。

農山村の社会構造では、まだまだ人間が個人として独立していない場合が多いのである。個人理性や自由には何の権威もみとめられず、つねに村の共同生活体の中に行動することを規制される。村の中には隣組的なものから、森林組合とか実行組合といった生産関係のものから、消防団とか各種各様の集団組織が、網の目のようになっていて、それぞれの個人の行動や考えを矯正している。[……]

部落公民館なり、村の公民館が、何かにつけて対決してゆかなければならないカベは、実にここにあるといってよい。(須藤 1957:17)

須藤は、部落・町内レベルの地域社会やその中における住民自治組織を、様々な構造的課題の山積する場として捉えていたが、そうであってもその中で人々が生活を営まねばならないからこそ、その課題に社会教育事業、公民館が正面から取り組まねばならないと主張していたのである。

(3)「自治公方式」論争において共有されていた前提

以上の点に密接に関連する1960年代半ばの動向として見落としてはならないのは、「自治公民館方式」(自治公方式)をめぐる社会教育関係者間の議論である。この自治公民館方式については、旧来から使われてきた「部落公民館」という語との対比で説明する必要がある。

部落公民館(町内公民館、集落公民館)は先述の通り、部落・町内レベルで設置され地域住民によって運営される施設であるが、公民館分館との関係性、部落会・町内会との関係性が地域によって多様であり、「行政の末端として自主性を奪わ

れている」とも、逆に「運営の自由や自主性を完全に持っている」ともいいきれない、一律的な把握の難しい状況が戦後初期から続いてきた（田辺 1968:28-29）。共同体の旧来的な支配構造、価値意識の基盤となるとともに、行政下請機能を有してきた部落会や町内会と密接な関係をもち、またはそれらと一体化していた部落公民館の現状に対し、学習を通じてこの構造を意識的に変革していこうとするのが、高度成長期に各地で社会教育行政が積極的に関わって試みられてきた「自治公民館」の取り組みであった⁵⁾。

ここで、「部落公民館」（町内公民館、集落公民館等）と「自治公民館」をめぐる当時の用語法に注目したい。この両者はしばしば互換的に使われ、今日では後者が使われることが多いが、高度成長期において「自治公民館」の語は、部落会や町内会の旧来的なあり方を克服し、住民の自発的学習に根ざす部落・町内の公民館の理念的あり方を指すものとして使用されてきた。このことについては、次節で論じる新興住宅団地の住民自治組織の多くが「町内会」ではなく「自治会」を名称に掲げたこと、また当時の社会学者らが「町内会」とは多くの点で性格が異なる組織として団地の「自治会」を捉えたこと（久井 2020b:176-178）との関連もうかがえる。

以上を踏まえ、この自治公民館の評価をめぐって1960年代に展開された「自治公論争」について概観したい。この論争は、鳥取県倉吉市における自治公民館の実践を宇佐川満（当時・大阪学芸大学）が肯定的に評価したことに対して、小川利夫（当時・日本社会事業大学）が批判的に論評し、これを発端として宇佐川、小川やそれぞれの立場に立つ他の社会教育関係者が『月刊社会教育』誌上などで議論を展開したものであった。この論争の概観としては、手打（2014:90-94）が有用である。ただし手打は論争の一方の主唱者であった宇佐川の着眼点の意義に注目する主旨でこの論争を検討している。ここでは手打の概括を踏まえつつも、むしろ論争の両者が共有していた前提を改めて確認することとしたい。

倉吉市の自治公民館方式は、「従来、区または自治会と呼ばれていた部落会・町内会と部落公民館とを一体化したもの」であり「今まで、慣例や形式的な決議や申し合わせで実施されていた部落・町内の事業と、住民の学習活動とを直結し、民主的な住民自治をおし進めようとするもの」であった。具体的には、各部落に実践組織としての部制を取り入れ、また部落を班に細分して各班から各部に部員を出すこととし、班、部会を小集団学習の場とすることによって、学習と実践の組織を直結させる取り組みであった（朝倉 1964:80）。

この実践に対し、小川利夫は、

そこには、きわめて形式的にはあるが、ともかく、古い住民組織を「近代化」しようとする動きがみられる。同時に、そこには形式的な「近代化」すらも、文字通りの名目的なものにおしとどめるような、古い組織の、再編強化の動きをもみおとしえない（小川 1963:25）

と論評し、むしろ旧来からの行政下請機能の再編強化として批判的に捉えた。これに対し、倉吉市教育委員会の社会教育課長を務めていた朝倉秋富は、現実の生活課題に直結する学習の必要から、部落を基盤とした「部制」が採用されていると述べるとともに、全く旧来の地域社会秩序に基づかない完全なる自発性のみを基盤とする実践は持続性が乏しく、実際生活との関連性に欠けるものであると応じた（朝倉 1963:45）。これは、原則論としては小川の指摘の妥当性を認めつつも、自治公方式が実践の場において現実に必要な方策であることを主張するものであった。

朝倉と同様に宇佐川も、倉吉市のケースにおいて、住民自治組織の再編を部落公民館による学習活動と結びつけて進めていくことの必然性、妥当性を主張する。

「部落」なり「町内」という社会的実体の今日もなお保有し続ける機能は、自然村落の諸関係をはじめとして、生産・消費の両面にわたる

経済的協同関係、社会福祉の協同関係、自治的協同関係などの諸領域においていぜんとして認められる。そうすれば、この社会的実体の営む諸機能を、民主化し、合理化し、効率化しない以上、地域住民の生活文化の振興も社会福祉の増進もあり得ない。[……]

自治公民館方式では、この「部落」の営む諸機能を、住民の「生活要求の組織化」という観点からおさえなおし、必要な機能を自治公民館活動の「部制」にとり入れ、共通要求、共通課題の共同処理、共同解決に学習活動を裏付けながら、部落の自治生活と住民の社会教育活動との一体化をはかろうとしているのである。(宇佐川 1964a:49)

これに対して小川らは、自治公方式が旧来の部落会・町内会に依拠して展開される限り、その方式はやはり先進的とはいいたが、同時に彼の批判は倉吉市の実践の意義自体ではなく、その「基本的な発想」に対するものである、と留保を加える(小川・花香・藤岡 1965:85-86)。一方、京都府久美浜町で社会教育職員として自治公民館の実践に関わってきた友松賢は、自治公方式の実践が理想的とは言えない条件からスタートしたものであること、また、旧来の住民自治組織や行政組織に依拠しつつ行う活動ではあるものの、学習による住民の意識改革の契機となる実践でもあり、単に行政による「統治」に資するだけのものになるとは限らないことを主張した(友松 1965:30)。

以上の論争の概観を踏まえると、この実践に批判的な立場からは、住民自治組織が旧来からの悪弊を内包させているという批判だけでなく、その近代的組織化自体が「統治」の手段となり「自治」と葛藤を起す可能性が指摘されていた。それに対して実践を積極的に評価する側にも、そのような「統治」の手段となりうることの問題に対する自覚は存在していた。自治公方式を積極的に評価する論者と批判的に捉える論者の双方において、旧来の住民自治組織の抑圧性、非合理性という問

題の存在、「統治」の手段に堕することの危うさという点は前提であった。その上で、積極的に評価する立場の論者らにあっては、住民自治組織の悪条件の克服という理想が「自治」の語に仮託されていたのである。

(4)「市町村レベル」の民主主義、連帯

他方、戦後初期において、公民館はあくまで市町村の民主主義を支えるための機関である、という把握も多く見られたことに留意する必要がある。たとえば、近藤春文(当時・文部省社会教育施設課長)の以下の記述はその典型である。

公民館はその市町村の住民が、自分達が責任の主体である市町村行政を正しく運営せしめるための見解や意見を住民の自己教育活動の場として建設的に盛り上げていかねばならない。市町村議会の議決や、現在市町村が当面している問題を正しい資料や広報によって熟知し、これに対して市町村民として協力する契機を与える場が公民館であるが、住民の正しい見解や意見がここで個人的に、或は共同思考によって形成せられて、正当な世論がその地域に育ち、市町村行政当局や議会に反映し、行政となって実施せられることが要望せられる。(近藤 1952:31)

また、同時期の加古川市教育長による記述も、市町村レベルの自治に対応するものとして公民館活動を位置づけている。

[……] 地方自治における公民館の立場を考えて見るに、地方自治即ち市の政治は、主として予算という物質面を通して市民の幸福と、市という地域性の発展を企画するものであって、その活動は、物質的であり、外面的であり又権力的でもある。[……] これに対し、公民館活動は市民の知性を昂め、教養を深め生活態度を作る処の精神的内面的な人格形成である。(永野 1952:24)

これらよりやや時代が下って1960年代前半になるが、当時の文部省社会教育官・藤原英夫による記述は、市町村レベル／部落・町内レベル双方に言及しつつ、明確に前者に価値的重点を置いている。つまり「市町村の連帯」のための公民館のあり方を重視し、「部落・町内」のための公民館というあり方を夾雑物として捉える見方を提示しているのである。

社会教育法第二十条で、「公民館は市町村その他一定区域内の住民のために……」と述べられていることが、「住民」の概念を地方自治法という「住民」（法第二章）の概念から引きはなす結果になりかねない。[……]市町村にとっては部分集団である町内や部落の住人という意味に傾斜したりもする。そこから、市町村立の公民館が市町村立であるにもかかわらず市町村という住民団体の立場でその機能を発揮するという点があいまいにもなる。[……]

そこへもってきて、部落や町内という共同体的な地域集団の所有する集会所が市町村立公民館の分館として公民館体系に組みこまれたりすると、公民館活動が市町村の連帯の発達を阻害することさえあり得る。（藤原 1964:9 傍点原文。（ ）内の法律の該当箇所指示は原文のまま。また原文で一部欠けていたカギ括弧を適宜補った。）

藤原にとって、部落・町内レベルに対応する公民館は、いわば市町村レベルに対応する公民館へと発展していくまでの過渡的な存在としてのみ、その存在意義が認められるものであったのである（同上:9）。

いずれにせよ、ここまでみてきたような、当時の公民館が併せ持っていた市町村レベル、部落レベル両方の性質は、決して「上からの」統治と「下からの」自治または連帯との対立軸に単純に重ね合わせられるわけではなかった。市町村レベルにおいても自発的な学習や連帯と結びつけられて公民館は論じられてきたのであり、他方、部落・町

内レベルにおいても様々な権力・抑圧の問題が指摘されてきたのである。その状況の中で、地域の民主化の足場をどこに（市町村レベル／部落・町内レベル）据えるのかをめぐる主張の差異が、当時の社会教育関係者の間に生じていたと捉える必要がある。つまり、「支配」対「民主主義」「民衆の連帯」の対立ではなく、「民主主義」「民衆の連帯」の基盤のあり方をめぐる争奪戦として、当時の自治体社会教育・公民館を捉える見方もまた必要なのである。

3 団地自治会と社会教育

（1）高度成長期における団地自治会の概況

他方、ここまでみてきた事例とは大きく異なる文脈で住民自治組織と社会教育との関係が論じられる局面が、1960年代半ばから浮上してくる。それは、高度成長期に都市郊外で相次いで建設された新興住宅団地における自治会における学習活動への注目である⁶⁾。

当時の団地住民について、面識のなく職業も異なる者同士がそれまでに全くゆかりのない土地に集住しているという点では、一見そこに共同性が生じる可能性は低いようにもみえる。しかしその反面、当時の新興団地にしばしばみられた劣悪な居住環境は、その状況の改善を目指す団地住民の間の連帯の契機ともなっていた。

国民生活研究所が1967年に実施した調査では、首都圏（一都三県）の100世帯以上を擁する団地全の約90%に自治会組織があり、大規模団地ほど自治会が結成される傾向が示されていた。他方、自治会への加入率については大規模団地ほど低いという結果が示されている（国民生活研究所編 1968:145-147）。また、1975年に全国の公団住宅のうち266団地を対象に全国公団住宅自治会協議会により実施された質問紙調査では、女性が団地の自治会活動に大きく進出していることが指摘されている（全国公団住宅自治会協議会 1975:17-18）。

団地における住民自治組織が旧来の町内会と異

なる要素を有している点は、同時代の研究者によっても指摘されていた。団地の「自治会」は旧来の町内会の機能と比較して、伝統的祭礼等実施や行政下請機能がほとんど見られない点、行政や地元政治家らとの問題解決のルートが確立されていないが政治意識はむしろ高い点などが挙げられている（日本住宅公団大阪支所 D.C 研究会 1966:60-61）。1960年代後半以降、団地研究者や日本住宅公団関係者らは「町内会／自治会」の対比を用いて、団地の住民自治組織に、従来の町内会とは異なる新たな共同性の契機を見いだすようになっていた（久井 2020b:176-178）。

(2) 団地自治会と社会教育活動

このような状況を背景として、団地住民の住民運動、自治会活動と社会教育との関係をめぐる記事、論説が、1960年代半ば頃から社会教育関係雑誌でも散見されるようになる。

例えば、船橋市高根台団地の自治会や「新婦人の会」の活動を紹介した1965年の記事では、共同購買・サービス利用等の活動を進める中で「流通過程の問題から農村問題、さまざまな社会のむじゅんを話し合いながらその原因をつきとめる」こと、また「中間さく取をなくし、流通過程の合理化をすすめていく運動の方向付を学んで」いくことが展望されている（船橋市高根台団地新婦人の会 1965:38-39）。

また、愛知県稲沢市稲沢団地の主婦らが設立した自治会（若草会）を扱った記事では、自治会文化部、教養部の主催する教室が盛んに実施されている状況が紹介されている（上田 1965）。

これらは自治会による自発的な学習活動を紹介する記事であったが、これらの住民運動、自治会活動と結びついた自発的な学習活動を、社会教育職員が好意的に紹介している例もあった。前出の高根台団地における生活協同組合設立につながる活動や学習は、同市の社会教育主事によっても『月刊社会教育』誌上で紹介されていた（山下 1967）。

このような団地の自発的学習活動は、必ずしも

生活環境改善に直結する緊急の課題に関する学習のみが行われていたわけではない。前出の稲沢団地では、自治会文化部、教養部の取り組みを紹介した自治会長が「団地の自治会活動は、リクリエーションの要素も含めて文化性をもたねばより豊かに発展することが期待できないと思うのです」（傍点原文）と、教養・文化的な学習活動が自治会活動の機能として不可欠な要素であることを述べている（上田 1965:81）。

これらの紹介で見て取れるのは、団地住民、特に主婦らを中心として新たに結成された自治会の活動に、学習を通じての共同性、連帯の現実的可能性を見る視点である。ただし、これらの学習を支える連帯、共同性が、急ピッチで造成された故の新興団地の生活環境上の劣悪な条件、という一時的な背景に大きく依存していたことも確かである。一時的な連帯・共同性を長期に継続させることの難しさに対する当時の指摘も見られないわけではなかったが⁷⁾、概して社会教育関係雑誌（特に『月刊社会教育』）では、旧来の住民自治組織とは異なる団地自治会の積極的意義が主に語られていた。

また、社会階層的な観点でいえば、団地住民らの階層的同質性が、連帯的行動を起こしやすくしていた点と当時から指摘されてきた（久井 2017:24）ことも見逃すことはできない。この点では、地域の課題に関する学習を通じて解決策の提案をめざす団地住民の実践が、すでに触れたように、都市旧中間層にとって親和的な町内会などの住民自治組織を媒介とした旧来的な自治体行政・議会との問題解決のルートの空白地帯に出現したものであったという点も改めて注目される必要がある⁸⁾。当時の社会教育関係者による団地自治体への注目の多くは、このような社会階層的変数を明確には意識していないものであった。

4 「コミュニティ」概念の流通とその影響

(1) コミュニティ政策と社会教育関係者の対応の概観

「コミュニティ」については、1960年代半ばのコミュニティ開発の語をめぐっても社会教育関係者の言及がなされることはあったが（米林他1965）、言及が目立つようになるのは、自治省のコミュニティ政策が推進され始める1970年代以降である。1969年の国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会報告、自治省による1970年の「コミュニティ（近隣社会）に関する対策要綱（案）」に基づくモデルコミュニティ事業によって、「コミュニティ」が全国レベルで具体化された政策として浮上すると、このコミュニティ政策と社会教育行政・公民館との関係をどのように捉えるかをめぐって、多様な視点が生成してきた。

ここではまず議論の前提として、当時の自治省によるコミュニティ政策が推進されるまでの経緯と、1970年代における展開の概要を確認したい。1969年に提出された国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会報告「コミュニティ：生活の場における人間性の回復」（1969年）では、「従来の古い地域共同体とは異なり、住民の自主性と責任に基づいて、多様化する各種の住民要求と創意を実現する集団」（国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会1969=1970:125）、また「地域性と各種の共通目標をもった、開放的でも構成員相互に信頼のある集団」（同:126）としての「コミュニティ」の形成が、生活の場での人間性の回復のための目標として掲げられた。このコミュニティ理念においては、旧来の町内会、部落会を媒介とした「行政と住民との接合方式」（同:110）は意義を失っているものとされた⁹⁾。その後、自治省による「コミュニティ（近隣社会）に関する対策要綱（案）」が1970年に公表され、モデルコミュニティづくりの施策、いわゆるコミュニティ政策が開始される。この要綱案で

は、自治省の具体的な施策がコミュニティ施設（いわゆるコミュニティセンター）整備を中心としたハード面に限定されること、その施設で展開される活動は住民の開放的、自主的組織によって行われることが構想されていた。自治省によるコミュニティ政策において想定された「コミュニティ」の概念は、前述のコミュニティ問題小委員会報告におけるそれと基本的には同一であったが、この政策に基づく実際の「コミュニティづくり」は当初掲げられていた「コミュニティ」の理念と異なり、既成の自治会、町内会、部落会が中心となって事業が行われることが多かったとも指摘されている（高田2016:30-36）。

このコミュニティ政策に対する当時の社会教育関係者の立ち位置は、大まかに二つに分かれていた（鈴木1987:54-55）。第一には、コミュニティ政策の趣旨を大筋で認めつつ、公民館は地域における「教育」「学習」のセンターとしてコミュニティ形成に対し独自の役割を持つべきとする立場であり、第二には、1960年代末からのコミュニティ政策を「地域支配を強める方策」とみなした上で、それらとは対照的な観点から社会教育と住民運動の関係を構築しようとする立場である。後者の立場は、モデルコミュニティの指定、コミュニティセンターの設置などの行政主導の取り組みへの批判的態度を基盤としていたが、新たに構想されるべき住民の集団が「自発性」を基盤とすべきことについては、両方の立場において共通していた¹⁰⁾。

(2) 「部落・町内」から「コミュニティ」へ：価値化された近隣社会

以下では、特に前掲の第一の立場の論者によって、それまでその旧弊が克服されるべきと捉えられてきた部落・町内レベルの共同性、連帯が、コミュニティ政策の出現を媒介として、むしろ新たに追求すべき積極的に評価される対象として語られるようになったことに注目したい。

その転換を典型的に示しているのは、藤原英夫の議論である。すでに触れたとおり彼は1960年

代前半においては公民館活動の主旨を市町村民としての連帯意識向上においていたが、1970年代のコミュニティ政策を背景として、むしろ公民館活動の主旨がコミュニティの振興にあるとの論を展開している。

ここでもう一度想起したいのは、戦後七、八年間のコミュニティ依拠の社会教育が何よりもコミュニティ開発のためのものだったことである。窮乏と挫折感が全土をおおう中で新たに始められた地域の青年団体や婦人団体、文部省がとくに肩入れした公民館、そしてコミュニティ・スクール的伝統を復活させた小学校等の地域における諸活動には、住みよい郷土の建設を目指しつつ、地域の必要に応ずるさまざまな社会環境改善の具体的な活動を通じて、地域的な一体感や自助を導き出すものがいくらかでも見られた。[……]

コミュニティですべてが解決するものではないことはいうまでもないけれども、いろいろな不安が、ことに不況といった経済に由来する不安がわれわれにのしかかって来ている現在、コミュニティ開発のための社会教育は、あらためて取りあげる価値のあることだと思う。(藤原 1976:8-9)

これに関連して、コミュニティ政策の理念を肯定する論者にとっては、社会教育施設やその他の住民が利用する施設の整備は、「広域的な整備」から「コミュニティ施設への整備」の移行が時宜に適した順当なものとして捉えられていた。例えば倉沢進(当時・東京都立大学)は、「市民会館、中央公民館、総合グラウンド、あるいは青年館や婦人会館」はすでに整備されてきており、「広域中心施設からコミュニティ施設への移行という方向は、時宜に適した、むしろ当然のことといてよい」と述べていた(倉沢 1975:19)。

また以下の社会教育職員(宮城県中田町社会教育主事)の記述のように1970年代以降のコミュニティ政策を念頭に置きつつ、社会教育関係者は

そもそも戦後において「コミュニティ」に関心が乏しかった、と捉える議論も見られる。

コミュニティについては、戦後いち早く学校教育の中にとり入れられたにもかかわらず、多くの人々はこれを耳にすることも少なく、社会教育関係者の集会にも、コミュニティ的な発想が乏しかったと言えよう。[……]

このままでは、住民は地域社会に対する関心を失ない、孤立化し、地域的な連帯感に支えられた人間らしい近隣生活を営む、コミュニティ意識の稀薄化を止めることができないだろうと思われる。このような社会情勢から再認識されてきたのがコミュニティづくりであり、人間疎外の行政から生活優先の時代が始ったといえよう。(日下 1971:24)

また、「部落・町内」の旧弊を自覚しつつも、「隣保共助」の観点から部落・町内レベルの連帯の価値をむしろ再認識する以下のような議論も見られる。

[……] 歴史的事実は、一面で、部落や町内が、必ずしも美化のみされるものではなく、封建的、半封建的ボス支配等、共同体の規制の権化として、個人の尊厳や自由の対立物であったことを示しており、それ故に、前近代的な共同体のしがらみからの解放こそが村の民主化であり、部落の進歩、発展への道であったことも明らかである。

しかし、そうでありながらも、もう一つの面としての部落や町内は、地縁的に結合した農民の生産、労働基盤、組織として、そこから生れる働くものの平等、対等な関係が、相互扶助、時には一味同心の母体となって、美しくも力強い隣保共助の伝統を育んできていたのである。(谷貝 1976:18)

一方で、この時期のコミュニティ政策反対論者は、政策理念・目標としての「コミュニティ」に

については否定的に捉えていたが、地域における切実な問題への自覚とそのための学習を媒介とした近隣住民同士の連帯や共同性については、以下のようにむしろ高く価値づけていた。

地域住民のすべてが、政府や財界筋が指摘するように、地域的連帯感を失なって孤独感になやんだり、地域的関心を示さない人たちではない。むしろ反対に、現在、地域住民はきわめて敏感に地域問題に反応し、個人的ではなく組織的に、他力本願ではなく自分たちの手で問題の解決を求める姿勢と運動を強めてきている。社会教育の内容にせよ、社会教育活動にせよ、これらの人たちのために役立ち、これらの人たちと一緒に推進されるのが正しい姿であり、また当然そうあるべきものであろう。(柳下 1972:14)

同様の立場に立つ論者として徳永功（当時・国立市公民館副館長）は、コミュニティ政策に関する議論の中で、学習活動を媒介として地域に共通の利害や問題を基盤とした住民の運動を深めていくことこそが重要であり、社会教育行政・公民館の役割である、との立場を示している。

住民の連帯・結合は大切な課題なのだが、それは今日ではもはや自然発生的に求められるものではなく、ある共通の利害や問題や学習目的などの媒介なしには実現しないのである。いま、さまざまな地域でおこされている住民運動や市民連合的な動きをしっかりと見つめることが重要である。私は、そのようなものを大きく「学習」という触媒でくくり、新しい住民の連帯を基本的に志向した学習その他の具体的な内容化をはかることが、公民館にとっての重要な課題だと考えたいのである。(中島・徳永・沖山 1971:21-22)

つまり、地域の共通の利害や課題に根ざした学習こそが、地域における連帯を作り出していくと

いう視点を提示しているのである。

このようにコミュニティ政策をめぐる社会教育関係者の議論については、コミュニティ政策への積極的・否定的見解という点だけでなく、近隣住民同士の自発性に基づく連帯、共同性が（コミュニティという語を使うかどうかは別として）、積極的価値として論者間で共有されていたという点から捉えることも重要である。このことは、1960年代後半から提示されてきたいくつかの都市公民館の理念において、地域における集団や共同性が、所与の前提、改善の対象ではなく、社会教育を通して新たに作り出されるべきものとして位置づけられるようになってきたこと（久井 2020a:21-24）とも符合している。

(3)「コミュニティ」理念と埋没した視点

その一方で、市町村民としての連帯、政治意識の高揚という、かつて少なからぬ関係者に公民館活動の主旨として位置づけられていた意義は、次第に後景に退き語られなくなっていった。このことは、市町村レベルの施設としての公民館の意義が、戦後初期の民主主義普及と強く結びついた形で語られていたこととも関連していよう。

また、コミュニティ政策で提示されたコミュニティ理念、あるいはそのオルターナティブとしての「住民運動を通じた連帯」が社会教育関係者の間で多く語られる反面、部落会、町内会、自治会などの住民自治組織と社会教育行政・公民館との関係性の実態を論じる議論は、全体として低調のままであった。このことは、コミュニティ政策がその主眼の一つとしていたコミュニティ施設（コミュニティセンター）の設置と既存の公民館との関係性に、社会教育関係者の注目が多く集まったこととも関わっていると考えられる。

5 おわりに

公民館はその設置形態から市町村単位での連帯、政治意識向上に資する役割を求められつつも、部落・町内の地理的範囲での共同性を基盤とした

役割も同時に求められており、異なる二つ（もしくはそれ以上）のレベルの連帯、共同性の形成に関わる施設として実質的に出発した。しかし、後者のレベルの地域社会、またその住民自治組織としての部落会・町内会は、最も住民に近い社会教育実践の基盤として見られつつも、非合理的な慣習、旧来的な抑圧構造の温床としてもしばしば語られた。部落・町内レベルでの公民館の活動を第一義に考える立場においては、部落・町内／部落会・町内会のこの両義的な位置づけこそが、むしろ公民館が地域の民主化・近代化の橋頭堡としての役割を果たすにあたっての初期設定になっていたといえる。

市町村立公民館／部落公民館の意義をめぐる意見の相違も、「自治公民館方式」をめぐる論争も、適切な「民主主義」「連帯」の形成のプロセスについての見解のちがいに根ざしていたが、これらの表面的な対立の基底には、住民への身近さと非合理性・抑圧性が同居する「部落・町内」「部落会・町内会」というイメージが共有されていた。1960年代における団地における「自治会」への注目、また部落会、部落公民館のあり方を変革しようとする取り組みとしての「自治公民館」いずれも、このような住民自治組織の非合理性・抑圧性を克服しようとする取り組みの理想を「自治」の語に託していたといえる。

その後、「コミュニティ」の理念が、自治省のコミュニティ政策とともに社会教育関係者の間に流通するようになると、部落・町内レベルの地域社会はむしろ人間性の疎外を克服するための積極的な目標・理念としての位置価値を帯びるようになる。部落会、町内会の非合理性・抑圧性とその克服という課題は（無論その問題自体が現実に消失したわけではないが）、コミュニティの理念に関する語りの中に埋没していくこととなる。そしてそれとともに、市町村の政治意識向上、連帯に資する役割を課せられた公民館という把握もまた後景に退いていった。

ここまでの住民自治組織と社会教育行政、公民館をめぐる社会教育関係者の言説の通観を踏まえ

て、その中で「語られてこなかったこと」について、最後に補足的に言及したい。それは、社会教育の価値と常に対置されてきた「統治」「支配」の位置についてである。

社会教育関係者の多くの言説は、「統治」「支配」の道具としての意味から切り離された純粋な連帯・共同性が地域住民において形成・発現することを目指していた。しかし、社会教育の領域のみでそのような純粋な連帯・共同性を語ることはできても、それが実際の地域社会の「統治」にどう位置付くかという点について、具体的に論じていたわけではなかった。

この点と密接に関わるのが、住民自治組織に対する社会階層的な視座からの把握である。社会教育関係者らの間では、住民自治組織を念頭に置いた議論は農村部を前提として展開されることが多く、都市部における町内会・自治会と密接に結びついた社会階層の問題について、社会教育関係者の言説は概してそれほど自覚的とはいいがたかった。3(2)でも触れたように、都市部においては主に旧中間層にとって親和的な町内会などを媒介とした連帯、及び自治体行政・議会との問題解決のルートがしばしば形成されていた。そのようなルートと社会教育事業・公民館での「学習」を媒介とした連帯・共同性（それはしばしば新中間層にとってより親和的である）とが、一体どのような関係になるのかはほとんど語られることはなかった。

自治省のコミュニティ政策が現実には、すでに触れたように既成の自治会、町内会、部落会を基盤として事業が行われることが多かったことを考慮すれば、このことは社会教育とコミュニティをめぐる問題においても重要な論点となるものであった。しかし当時の社会教育関係者の間でのコミュニティに関する議論においては、そのような都市の社会階層に根ざした「複数」の連帯・共同性をめぐる課題は、深く論じられることがなかったのである¹¹⁾。

以上、本稿は、従来において社会教育研究の中でそれぞれ個別的な議論の枠組みで語られてき

た、戦後初期、高度成長期における住民自治組織の位置について、それらの議論に通底する認識とそこで語られなかった面を描くものであった。本稿はあくまでこの時期の議論を通観しつつ問題の構造を抽出するに留まり、議論の詳細な展開や、事例の詳細な実証的検討を行ってはいない。しかし、社会教育史研究においては、関係者間の文脈の共有を暗黙裏に前提とした上で、個別のトピックに即して事実関係が深掘りされることが多くなりがちである。本稿は、社会教育史研究におけるそのような個々のトピックをいったんより大きな文脈に位置づけ直す整理の必要を提示するものである。

付記

本稿は、JSPS 科研費 (JP 19K02429) による研究成果の一部である。

注

- 近代日本における部落会、町内会、自治会の性格や歴史に関する概観としては、岩崎他編 (1989)、倉沢・秋元編 (1990)、玉野 (1993)、鳥越 (1994) などを参照した。
- 1980 年代以降近年に至るまでの住民自治と社会教育との関係をめぐる整理については、田中 (2019)、荻野 (2022:10-28) が参考となる。
- これに関連して、この分館設置規定が、部落公民館 (自治公民館) → 「分館」 → 地区館へと格上げされるケース、逆に公民館類似施設として条件整備が不十分なまま据え置かれるケース、に二極化をもたらしていったとする指摘もある (佐藤・大島・上原 1998:3)。
- この神戸市の事例では、制度上廃止された町内会の役割を代替するものとして、社会教育委員、およびその「手足」として中学校区単位に社会教育指導員が置かれようとしていた。
- 新潟県佐渡地方の訪問集会や京都府のろばた懇談会などの高度成長期に取り組まれた実践も、行政が積極的に関与しつつ学習を通じた住民自治組織の変革を目指すという点では (菊池 2012:177-178, 久井 2012:297)、自治公民館方式と同じ構造を有していた。またこれらの実践が、新生活運動の一環として取り組まれていたという点は、学級・講座形式中心の自治体社会教育事業を新生活運動関係者がしばしば批判していた (久井 2012:283-288) こととも大きく関わっているといえる。
- 本節の記述は、拙稿 (久井 2017, 久井 2020b) をもとに、本稿の問題設定に合わせて再構成したものである。
- ただし社会教育研究者の中でも宇佐川は同時代において、団地住民の連帯が必ずしも継続的とは見られない兆候があることを同時代において指摘している (宇佐川 1968:86)。
- 地域の問題解決をめぐる二つの異なるルートについては、新中間層と旧中間層が混住する地域の歴史的モノグラフで玉野が具体例を提示している (玉野 2005:119-200)。
- ただし、同報告は部落会、町内会の果たしていた機能自体には今後も必要となる部分があり、その部分は地域住民の自主的組織が引き継ぐべきとしており、町内会、部落会の存在を全否定しているわけではなかった (高田 2016:18-21)。
- 渡辺博史は、コミュニティ政策と社会教育に関して多様な議論が展開される中でその一致点として、「コミュニティは基本的には行政や他人から与えられるものではなく、住民の一人一人が自からの積極的な参加と協同の力によってつくりあげていくものでなければならない」という点が挙げられると述べている (渡辺 1975:10)。
- ただし大沢暢太郎のように、社会教育によって作り出される新たな共同性が、あくまでその場限りのものになりがちなこと、また、「ムラ社会」における連帯感を想定する場合と異なり、新たな地域社会においては構成員の異質性が重要な特徴であり、異質な者同士の理性的な調整こそが理想的なコミュニティを作り出していくことを主張する議論もあった (大沢 1975:6-7)。大

況による「構成員の異質性」はあくまで抽象的な言及に留まっているが、当時においてこのような議論も存在したことを付記しておきたい。

参考文献または引用文献

- 朝倉秋富（1963）「自治公民館のねらいと可能性：小川論文への問題提起」『月刊社会教育』第7巻10号、pp.42-45.
- 朝倉秋富（1964）「住民自治と公民館活動」宇佐川満、朝倉秋富、友松賢『現代の公民館：住民自治にもとづく再編成の構想』生活科学調査会、pp.77-157.
- 宇佐川満（1964a）「再び自治公民館について：施設としての公民館との関連において」『月刊社会教育』第8巻6号、pp.48-53.
- 宇佐川満（1964b）「地域組織と社会教育行政」『社会教育』第19巻12号、pp.8-12.
- 宇佐川満「浜松市中田島団地視察調査報告」文部省社会教育局編『団地視察調査報告書』1968年、pp.78-88.
- 岩崎信彦・鯉坂学・上田惟一・高木正朗・広原盛明・吉原直樹編（1989）『町内会の研究』御茶の水書房
- 上田はる（1965）「婦人たちが運営される団地自治会：稲沢市若草会の歩み」『月刊社会教育』第9巻2号、pp.79-82.
- 大沢暢太郎（1975）「現代コミュニティと社会教育」『社会教育』第30巻1号、pp.4-7.
- 岡本包男、加藤善三、佐藤信一、清水秀一、玉岡三男、田中彰、小和田武紀、岡本正平（1950）「大都会の社会教育：五大都市社会教育課長・座談会」『社会教育』第5巻9号、pp.12-25.
- 小川利夫（1963）「「自治公民館」の自治性：公民館における組織と運営の「近代化」とは何か」『月刊社会教育』第7巻3号、pp.24-29.
- 小川利夫・花香実・藤岡貞彦（1965）「自治公民館方式の発想：公民館の現代的性格（その2）」『月刊社会教育』第9巻7号、pp.80-86.
- 荻野亮吾（2022）『地域社会のつくり方：社会関係資本の醸成に向けた教育学からのアプローチ』

勁草書房

- 菊池義輝（2012）「地域での新生活運動」大門正克編『新生活運動と日本の戦後：敗戦から1970年代』日本経済評論社、pp.171-200.
- 日下昭（1971）「社会教育計画とコミュニティづくり（宮城県中田町）」『社会教育』第26巻12号、pp.23-25.
- 倉沢進（1975）「モデルコミュニティと社会教育」『社会教育』第30巻1号、pp.18-21.
- 倉沢進、秋元律郎編（1990）『町内会と地域集団』ミネルヴァ書房
- 公民館研究会（1955）「分館の名称と性格」『社会教育』第10巻3号、pp.30-31.
- 国民生活研究所編（1968）『住宅団地の施設と住民の意識に関する研究』
- 国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会（1969=1970）「コミュニティ：生活の場における人間性の回復」『地方自治』第267号
- 小林文人「解説 戦後公民館通史」横山宏、小林文人編『公民館史資料集成』エイデル研究所、pp.3-61.
- 近藤春文（1952）「公民館の当面する課題」『社会教育』第7巻11号、pp.29-33.
- 佐藤一子・大島英樹・上原直人（1998）「地域公民館システムにおける分館の普及：長野県における公民館分館をめぐる実態と課題」『生涯学習・社会教育学研究』第23号、pp.1-19.
- 鈴木眞理（1987）「社会教育の周辺：コミュニティと社会教育のあいだ・再考」『社会教育学・図書館学研究』第11号、pp.53-66.
- 須藤克三（1957）「地域社会の新しい倫理と公民館（1）」『社会教育』第12巻5号、pp.15-19.
- 全国公団住宅自治会協議会（1975）『団地生活白書』
- 高田昭彦（2016）『政策としてのコミュニティ：武蔵野市にみる市民と行政のパートナーシップ』風間書房
- 田中雅文（2019）「コミュニティ政策と社会教育との関係」日本社会教育学会年報編集委員会編『地域づくりと社会教育的価値の創造（日本の社会教育第63集）』東洋館出版社、pp.38-50.

- 田辺信一 (1968) 「再検討迫られる部落公民館」『月刊社会教育』第12巻12号、pp.25-35.
- 玉野和志 (1993) 『近代日本の都市化と町内会の成立』行人社
- 玉野和志 (2005) 『東京のローカル・コミュニティ：ある町物語 1900-80』東京大学出版会
- 手打明敏 (2014) 「多目的型地域センター施設としての自治公民館：宇佐川満の公民館論を手がかりとして」『教育学論集』第10集、pp.83-101.
- 寺中作雄 (1946) 『公民館の建設：新しい町村の文化施設』公民館協会
- 友松賢 (1965) 「自治公方式と地域民主化運動」『月刊社会教育』第9巻9号、pp.27-30.
- 鳥越皓之 (1994) 『地域自治会の研究：部落会・町内会・自治会の展開過程』ミネルヴァ書房
- 中島俊教・徳永功・沖山昶 (1971) 「誌上討論 公民館の問題点」『社会教育』第26巻11号、pp.18-26.
- 永野駒次 (1952) 「公民館は地方自治の基盤」『社会教育』第7巻11号、pp.24-25.
- 日本住宅公団大阪支所 D.C 研究会 (1966) 「団地コミュニティについて：自治会組織にみられる意識を中心に」『都市問題研究』第18巻4号、pp.59-67.
- 久井英輔 (2012) 「新生活運動と社会教育行政・公民館」大門編、前掲、pp.269-304.
- 久井英輔 (2017) 「団地と社会教育・再考：高度成長期における都市住民の連帯をめぐる議論の側面」『広島大学大学院教育学研究科紀要 第三部』第66号、pp.21-30.
- 久井英輔 (2018) 「高度成長期における団地の社会教育と社会調査：都市住民における集団、共同性形成の契機に注がれた視線」『広島大学大学院教育学研究科紀要 第三部』第67巻、pp.17-26.
- 久井英輔 (2020a) 「再定位された「地域社会」「集団」「共同性」と都市社会教育：戦後初期・高度成長期の都市公民館、成人学校を中心とした歴史的素描一」『教育科学』第32号、pp.5-39.
- 久井英輔 (2020b) 「高度成長期の団地における住民自治と社会教育」『広島大学大学院人間社会科学研究科紀要 「教育学研究」』第1巻、pp.174-183.
- 藤原英夫 (1964) 「市町村社会教育行政の現状と問題点」『社会教育』第19巻3号、pp.8-13.
- 藤原英夫 (1976) 「社会教育におけるコミュニティの問題」『社会教育』第31巻3号、pp.5-9.
- 船橋市高根台団地新婦人の会 (1965) 「生活を守る共同購入」『月刊社会教育』第9巻6号、pp.36-40.
- 水谷正 (1996) 「自治公民館・集落公民館の可能性」『月刊社会教育』第40巻4号、pp.32-38.
- 水谷正 (2009) 「自治公民館と法人公民館」『月刊公民館』第629号、pp.22-24.
- 宮崎県社会教育課 (1950) 「公民館と民主団体」『社会教育』第5巻5号、pp.34-38.
- 森裕亮 (2018) 「自治公民館と地域の担い手形成における課題：これまで、いま、そしてこれから」『都市問題』第109巻、pp.60-67.
- 谷貝忍 (1976) 「日本の社会教育と町内会・部落会」『月刊社会教育』第20巻10号、pp.12-22.
- 柳下勇 (1972) 「政府・財界筋のコミュニティ構想と社会教育」『月刊社会教育』第16巻7号、pp.8-14.
- 山下正 (1967) 「内職からめざめる主婦たち：団地の諸活動のなかから」『月刊社会教育』第11巻4号、pp.42-45.
- 米林富男・馬場四郎・森口兼二・藤原英夫 (1965) 「社会教育現代化の路線 (座談会)」『社会教育』第20巻1号、pp.8-25.
- 渡辺博史 (1975) 「現代コミュニティについて考える」『社会教育』第30巻1号、pp.8-12.

Neighborhood Organizations in the Context of Municipal Social Education in the Early Post-War and High-Growth Period: Focusing on the Discourse on Neighborhood-Level Basis of Social Education and Kominkan

HISAI Eisuke

Most of discourses on neighborhood groups in the context of social education (adult education) in the early post-war and high-growth period in Japan concentrated on social education groups such as youth groups and women's groups. On the contrary, neighborhood organizations such as rural and urban neighborhood groups (*Buraku-kai* and *Chonai-kai*) and residents' associations (*Jichi-kai*) were not referred to so often. These neighborhood organizations were, however, closely related to municipal social education and community learning centers (*Kominkan*). The discussions on the relationship between neighborhood organizations and municipal social education have been accumulated independently according to each topic. This article aims to present an overview of these discussions, and to clarify common framework of perception on neighborhood organizations for social education staffs and researchers in those periods.

In the early post-war period, kominkans were needed to play a role to raise political consciousness as residents of "a city," "a

town" or "a village". At the same time, kominkans were also needed to play various roles based on solidarity of neighborhood. On the other hand, neighborhood solidarity and organizations were often blamed for oppression and irrationality in the traditional neighborhood communities. Therefore, *Jichi-kai* newly established in the areas of apartment buildings in suburbs, and *Jichi-Kominkan* (residents' autonomous Kominkan) newly established in rural areas held up the ideal of "residents' autonomy" (*Jichi*) to remove oppression and irrationality.

In 1970s, the "policy for ideal communities" by the Ministry of Home Affairs attracted attention of social education staffs and researchers, and neighborhood solidarity was perceived as a positive concept to overcome the alienation of humanity in the rapid industrialization. On the contrary, the aim to overcome oppression and irrationality accompanying neighborhood groups, and the expectation for kominkan to raise political consciousness as residents of "a city," "a town" or "a village" came to be paid less attention.

Additionally, most of social education staffs and researchers believed pure solidarity among neighborhood based on learning activities, but they didn't discuss the relation between this type of solidarity and "governance system of community". Moreover, they didn't pay much attention to the viewpoint of social class when

they were discussing those topics above.

This article only presents a historical overview and extract a framework of perception of social education staffs and researchers, but it will contribute to reorganize the findings of former historical studies which were too detailed and separated each other.

